

経営者のための学校情報

太陽 ASG 拝啓理事長先生

第199号 この資料は全部お読みいただいて4分20秒です。

今回のテーマ： ソフトウェアに関する会計処理について

文部科学省から平成20年9月11日付けで発出された「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」により、平成21年4月1日以降に購入等されるソフトウェアにおいて、従来の経費処理から、一部資産計上が必要となりました。



・将来の収入獲得又は支出削減が確実であるか

資産計上のポイントは、その利用により将来の収入獲得又は支出削減が確実であるか、という点にあります。確実であれば資産計上、それ以外は経費で処理します。判断に当たっては、各学校のソフトウェア利用状況を十分に把握する必要がありますのでご注意ください。

例)

収入獲得が確実な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人が作成したソフトを外部に販売する。 ・インターネット予約システムを導入し、予約増により施設設備利用料収入が増加する。
支出削減が確実な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・学籍管理ソフトの導入により業務が効率化され、利用する前に比べ人件費・経費の削減効果が見込まれる。 （他に履修登録・成績管理・人事管理・給与計算・会計処理などのソフトが考えられます）

ただし、これらの要件に該当する場合でも、ソフトウェア取得に要した支出が学校の定める固定資産計上額未満であり、また少額重要資産にも該当しなければ、経費（消耗品費等）で処理することになります。

・ソフトウェアについてリース取引をした場合

先に公表された「リース取引に関する会計処理について（通知）」（平成20年9月11日 20高私参第2号）にしたがって処理します。

オペレーティング・リースの場合は賃借処理となりますが、ファイナンス・リース取引の場合は通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行うので「将来の収入獲得又は支出削減が確実か」によって資産計上の要否を判断する必要があります。万が一、資産計上はしたものの期待通りの収入獲得・支出削減が得られなかった場合でも、そのまま資産計上を続ける（減損処理は行わない）こととなりますので、判断は慎重に行わなければなりません。

ただし、ファイナンス・リースのうち、

- ア) 固定資産計上基準額未満のもの
- イ) リース期間が1年以内のもの
- ウ) リース料総額300万円以下（所有権移転外ファイナンス・リース取引に限る）

これらいずれかに該当する場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理として、経費（賃借料等）で処理することも容認されます。（リース通知 3 会計処理および表示 (1) ファイナンス・リース取引の会計処理 ① 会計処理 参照）

・学内制作の場合

通知に出てくる「購入等」には、購入・リースの他に、学内制作が含まれています。

学内制作の場合も同じく「将来の収入獲得又は支出削減が確実であるか」が判断ポイントとなります。資産計上の場合、当該ソフトウェアにより将来の収入獲得又は支出削減が確実であると認められた時点から、実質的にソフトウェアの制作作業が完了したと認められる状況になった時までの人件費、経費が対象となります。

その際、集計開始時期、作業完了時期を立証する証憑（例えばソフトウェアの制作が承認された稟議書、ソフトウェア作業完了報告書等）が必要となりますので、適切に管理・保管するようにしてください。

・その他 留意点

①基本ソフトと応用ソフト

コンピュータのハード本体の購入に伴い取得した「基本ソフト（OS）」については、それがあって初めて動作を行うことが可能となるため、購入後にインストールした場合であっても、ハード本体に含めて機器備品等で処理します。

それに対して「応用ソフト」については、購入時すでにインストール済みでハード本体と区分できない場合は機器備品等に含めて処理しますが、購入後にインストールする場合は、ハード本体とは区分できるため、機器備品等に含めることは認められません。「将来の収入獲得又は支出削減が確実か」で判断の上、適切な科目に計上してください。



②ソフトウェアのバージョンアップ

将来の収入獲得又は支出削減が確実と認められる場合には、現在使用中のソフトウェアが資産計上されていない場合であっても、バージョンアップに要した支出を資産計上する必要があります。

③コンテンツの処理

映像・音楽・文章などのコンテンツは図書と類似したものと考え、図書に準じた処理をします。

④表示方法

資金収支計算書においては「設備関係支出」に、貸借対照表では「その他の固定資産」に、それぞれ「ソフトウェア支出」「ソフトウェア」など、適切な小科目を設定して表示させます。

お見逃しなく！

資産計上した場合は減価償却を行う必要があります。教育研究経費・管理経費の区分や、部門配分なども適切に行うようにしてください。また耐用年数は、学校法人が自主的に決定しなければなりません。当該ソフトウェアの利用状況等を勘案して設定してください。グループ償却（総合償却）することも可能です。どちらの場合も、経理規程等の変更が必要です。

日本公認会計士協会より「「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」に関する実務指針」（平成21年1月14日 学校法人委員会報告第42号）が公表されていますので、そちらもご参照ください。

